

裁 決 書

審査請求人

足利市

審査請求代理人

宇都宮市

処分庁

足利市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成27年2月23日に提起した上記処分庁による生活保護変更申請却下処分に対する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

平成27年1月23日付け足福祉第255号により処分庁が行った生活保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

1 事 実

平成27年1月15日、請求人は、時間外選定療養費の支給に係る生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護変更申請書を処分庁へ提出したが、処分庁は平成27年1月23日付けで本件処分を決定し、請求人あて通知した。

2 審査請求の趣旨及び理由

（1）審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるものである。

（2）審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、これらの点から本件

処分は違法、不当であると主張しているものと解される。

ア 請求人は、平成26年9月及び同年11月に、狭心症による狭心痛のため、診療時間外であるがやむを得ず足利赤十字病院を受診したところ、同病院から時間外選定療養費を請求された。

イ このため、請求人は、時間外選定療養費の支給を求めて、処分庁に対し、生活保護変更申請書を提出したが、処分庁は、医療扶助の対象外として申請を却下した。

ウ 請求人は、罹患している狭心症の症状である狭心痛のため、診療時間外に受診することが必要となる場合があり、その際に医療機関から請求される時間外選定療養費を医療扶助の対象外とすることは、日本国憲法第25条第1項及び法の趣旨に反する。

エ また、他の自治体、例えば福岡市は、土日祭日や夜間の診療について、緊急診療証を発行し、閉庁時間における急病等の受診に対応している。ところが、処分庁においては同様の制度を採っておらず、必要性ある緊急受診に対応できていない。

オ 時間外選定療養費であることを理由に、一律に医療扶助の範囲外とすることに理由がないため、審査請求を提起することに至った次第である。

3 処分庁の主張及び理由

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、本件審査請求を棄却する裁決を求めるものである。

- (1) 法第8条に規定する厚生労働大臣が定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）においては、医療扶助のうち、指定医療機関において診療を受ける場合の費用について、法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最低限度の額である旨規定している。
- (2) 時間外選定療養費は、保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第5条第2項の規定に基づき、時間外に診察を行った医療機関が診察を受けた者から徴収するものである。
- (3) 「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月6日厚生省告示第125号）によれば、時間外選定療養費等の保険外併用療養費の支給に係るものは、長期入院選定医療を除き、指定医療機関には適用されない。
- (4) したがって、時間外選定療養費は医療扶助の対象とならないため、本件処分に至ったものである。

4 事実の認定及び判断

(1) 事実の認定

ア 平成26年9月6日及び同年11月3日に、請求人は足利赤十字病院で同病院が標榜する時間外に診療を受けた。

イ その際、請求人は同病院より時間外選定療養費の請求を受けた。

ウ 同年10月31日、請求人は処分庁に、請求を受けた時間外選定療養費を生活保護

費で負担することは可能か照会した。処分庁は、生活保護費による支払いは認められず、請求人の自己負担になることを説明した。

エ 平成27年1月15日、請求人は時間外選定療養費の支給についての生活保護変更申請書を処分庁に提出した。

オ 平成27年1月23日、処分庁は、時間外選定療養費の支給は法第15条（医療扶助）及び法第52条（診療方針及び診療報酬）の規定に該当しないため、申請を却下する本件処分を決定した。

(2) 判断

医療扶助は、法第34条第2項において、法第49条の規定により知事が指定した指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に医療の給付を委託して行うこととされている。

この指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、法第52条第1項において、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によることとされているが、同条第2項においては、同条第1項に規定する診療方針及び診療規定によることを相当としないときは、厚生労働大臣が定めるところによることとされている。さらに、「生活保護法第52条第2項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年5月6日厚生省告示第125号）においては、国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るものは指定医療機関には適用しないこととされている。

ここで、保険外併用療養費について概説する。まず、医療保険制度では、保険が適用されない保険外診療があると、保険が適用される診療も含めて、医療費の全額が自己負担となる。ただし、保険外診療を受ける場合でも、厚生労働大臣の定める「評価療養（先進医療や医薬品の治験に係る診療等）」と「選定療養（特別の療養環境や予約診療等）」には保険診療との併用が認められ、診察や検査等で通常の診療と共通する部分の費用は、保険診療と同様に一部を自己負担し、残りは医療保険から給付される。この医療保険から給付される部分が保険外併用療養費である。

なお、「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養」（平成18年9月12日厚生労働省告示第495号）第2条第3号では、時間外の診療が選定療養であることが示されているが、先に述べたように、この選定療養費である保険外併用療養費の支給は、法による指定医療機関には適用されず、医療扶助の対象とならない。

これを本件についてみると、請求人は、平成26年9月6日及び同年11月3日に、足利赤十字病院が標榜する診療時間以外の時間に、同病院の診察を受けた。

審査庁は、この際の保険診療に係る医療費について、処分庁が所持していた診療報酬明細書から、足利赤十字病院が法に基づく医療扶助として栃木県社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対し診療報酬の請求を行い、処分庁がこの診療報酬を医療扶助として支払基金に対し支出していた事実を確認した。

この事実から、足利赤十字病院は、請求人の保険診療に係る医療費を処分庁に請求する一方で、保険外診療である、診療時間以外の時間の診察の際に発生する選定療養費を請求人に対して請求していることが認められた。

前述したとおり、指定医療機関については、保険外併用療養費の支給に係るものは

適用されない取扱いとされているため、保険診療分を保険者が、保険外診療分を患者が負担するという一般患者の例に倣い、保険診療分を処分庁が支払い、保険外診療分を請求人が負担するという取扱いは認められないものである。

なお、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について（平成26年3月26日付け保医発0326第1号厚生労働省保険局医療課長通知）第3-4-(1)において、緊急やむを得ない事情による時間外の診察については、診療報酬点数表上の時間外加算の対象となり、患者からの費用徴収は認められないと規定している。

このことから、指定医療機関は、緊急やむを得ない事情による時間外診療の場合、時間外加算を含めた診療報酬を、患者（請求人）に負担を求めることなく医療扶助として保険者（処分庁）に対し請求することとなるが、緊急やむを得ない事情があったと認められない場合は、時間外診療費を含めた医療費全額を患者（請求人）に請求することが適切な取扱いとなる。

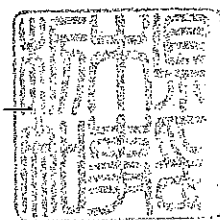
したがって、処分庁は、平成27年1月15日付けで請求人から生活保護変更申請書を受理した際に、指定医療機関である足利赤十字病院に対して、請求人が時間外診療を受けるのに緊急やむを得ない事情があったか否かについて、必要な調査を行う必要があった。

しかし、処分庁から提出された弁明書等からは、処分庁が当該必要な調査を行ったうえで本件処分を決定した事実は認められない。

以上により、本件処分は、その決定の過程において瑕疵のある違法・不当な処分と言わざるを得ず、本件処分を違法又は不当とする請求人の主張には理由があることから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年1月4日

栃木県知事 福田 富



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)決定の取消しの訴えを、あるいは県を被告として(訴訟において県を代表する者は知事となります。)この裁決の取消しの訴えを提起することができます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

【再審査請求先】

厚生労働省(社会・援護局保護課)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL 03-5253-1111(代表)

